

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険税賦課・徴収・収納管理に関する事務 基礎項目評価書(令和5年8月1日廃止・統合)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、情報の漏えい、遺失、毀損等により個人のプライバシー等の権利利益が侵害されないよう、このような事態を発生させるリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島田市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税賦課・徴収・収納に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①国保有資格者に対する賦課事務 ②国保税課税対象者に対する徴収、収納事務
③システムの名称	住民情報システム(国民健康保険)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税賦課に係る情報ファイル、国民健康保険税徴収に係る情報ファイル、国民健康保険収納事務に係る情報ファイル、団体内統合宛名ファイル、中間サーバー情報連携用副本データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第30項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第24条第1項 ③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第9項別表第二(以下「別表第二」という。)第27項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第20条第8号 ③デジタル庁令第7条第4号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課 保険税係
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7178
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	島田市役所 健康福祉部 国保年金課 保険税係 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 電話 (0547)36-7178
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> <div style="text-align: right;">]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	-

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	法令上の根拠	16号	16条	事後	法令上の根拠の修正
平成29年4月1日	I 5②所属長	課長 加藤 雅通	課長 千澤 毅	事後	人事異動に係るもの
平成31年4月1日	I 5②所属長	課長 千澤 毅	課長	事後	様式の改正によるもの
平成31年4月1日	II 1対象者人数の時点	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	II 2取扱者数の時点	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	直近時点への変更によるもの
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	省略	事後	様式の改正によるもの
令和4年7月1日	I 4②法令上の根拠	8項	9項	事後	法令上の根拠の修正
令和4年7月1日	I 3①法令上の根拠	第16項	第30項	事後	法令上の根拠の修正
令和4年7月1日	I 3②法令上の根拠	第16条	第24条1項	事後	法令上の根拠の修正
令和4年7月1日	I 4①法令上の根拠	(平成25年法律第27号)	(平成25年5月31日法律第27号)	事後	法令上の根拠の修正
令和4年7月1日	I 1①事務の概要	国民健康保険法、地方税法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。	国民健康保険法、地方税法及び行政手続に特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という。)及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号。以下「口座登録法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年7月1日	I 3法令上の根拠	—	③口座登録法施行規則(令和3年デジタル庁令第10号。以下「デジタル庁令」という。)第2条第13号	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年7月1日	I 4②法令上の根拠	—	③デジタル庁令第7条第4号	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う根拠法令の追加
令和4年7月1日	II 1対象人数	平成31年3月31日	令和4年7月1日	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う対象人数の更新
令和4年7月1日	II 2取扱者数	平成31年3月31日	令和4年7月1日	事前	公的給付支給等口座登録制度の開始に伴う取扱者数の更新
令和5年8月1日	全体削除 5 国民健康保険事務 基礎 項目評価書へ統合	全体削除	5 国民健康保険事務 基礎項目評価書へ統合	事後	機構改革によるもの 見直しによるもの
令和8年3月31日			新様式への移行	事後	新様式への移行